

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
《2025.3月号》



発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16
ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード（問い合わせ先右端の【】内）
を押してください。

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら！



4月は雇用保険適用課の窓口が大変混雑します 雇用保険電子申請も集中的に増加します

混雑緩和のためご協力をお願いいたします

- 【適用課窓口及び電子申請ご利用の場合】
4月は、離職票交付手続きを優先して取り扱います。そのため、**4月入社の資格取得届は4月下旬以降に提出**いただくようご協力をお願いします。
（資格取得届の提出期限は入社日の属する月の翌月10日までです。4/1入社→5/10まで）
- 【適用課窓口をご利用の場合】
離職票交付が10枚以上になる場合は、窓口の混雑緩和のため**来所日を調整**させていただく場合がありますので、**事前にご連絡**をお願いします。
- 【電子申請をご利用の場合】
資格取得届等が集中的に増加するため、**通常よりも返戻日数が長くなる**ことがありますので、ご了承ください。

「電子申請」が便利です、ぜひご利用をお勧めします！

雇用保険の主要3手続き（資格取得届・資格喪失届・高齢雇用継続給付）の電子申請利用率が全国で7割、秋田労働局管内で6割となっています。

電子申請のメリット

- 365日、24時間**いつでも**申請できます。ハローワーク窓口での申請のような待ち時間がありません。
- 自宅やオフィスのパソコンなど、**どこからでも**申請できます。
- 個人情報の持ち運びが不要です。**個人情報保護**の観点からも安全性が高まります。
- **時間やコストの節減**になります。ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。

電子申請アドバイザーによる
相談も行っております。



お問い合わせ先

ハローワーク秋田 雇用保険適用課 【21#】

2025（令和7）年4月から育児休業等給付に 「出生後休業支援給付金」及び 「育児時短就業給付金」が創設されます

I 出生後休業支援給付金

共働き・共育を推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子の出生後休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

- 1 支給要件** 被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の子の出生後休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（3を参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

2 支給額

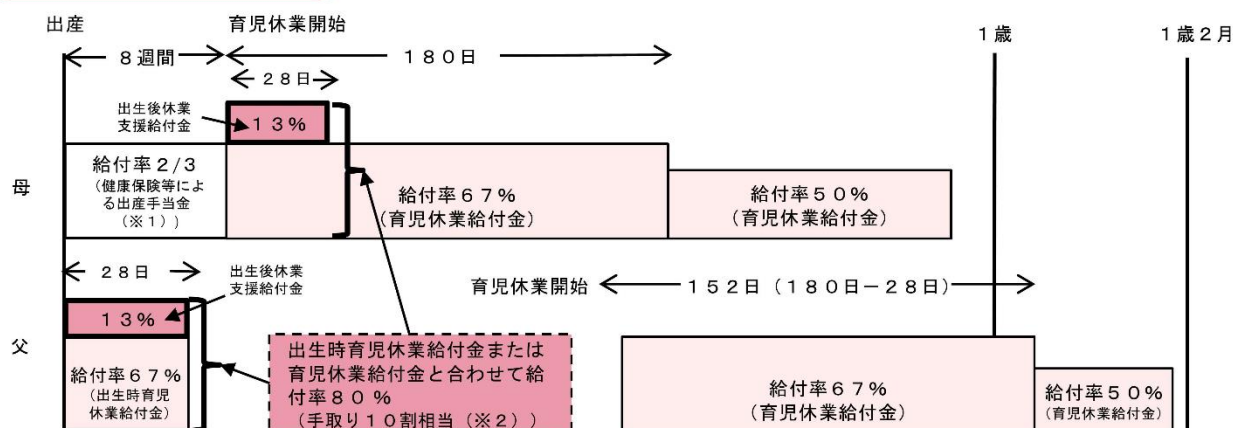
支給額＝休業開始時賃金日額※1×休業期間の日数（28日が上限）※2×13%

※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。

※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り1.0割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。

※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の 1～7 のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由（主に 4, 5, 6 のいずれか）に該当することとなりますので、配偶者（母親）の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含みます。ただし、配偶者が勤務先において 3 か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6 以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合など）が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含みません。

II 育児時短就業給付金

2 歳に満たない子を養育するために時短勤務した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給します。

1 支給要件

次の（1）の①・②の要件を両方満たす方が対象です。加えて、（2）の①～④の要件をすべて満たす月に支給します。

（1）受給資格

- ① 2 歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前 2 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある（ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある）完全月が 12 か月あること。

（2）各月の支給要件

- ① 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者であること。
- ② 1 週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間があること。
- ③ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していないこと。
- ④ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていないこと。

2 支給額

- （1）支給対象月に支払われた賃金額が、育児時短就業開始時賃金月額額の 90% 以下の場合

$$\text{支給額} = \text{支給対象月に支払われた賃金額} \times 10\%$$

- （2）支給対象月に支払われた賃金額が、育児時短就業開始時賃金月額額の 90% 超～100% 未満の場合

支給額 = 支給対象月に支払われた賃金額 × 調整後の支給率（※1）

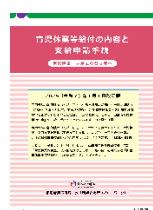
$$(\text{※1}) \text{ 支給率} = \left[9,000 \times \frac{\text{育児時短就業開始時賃金月額}}{\text{支給対象月に支払われた賃金額} \times 100} - 90 \right] \times \frac{1}{100}$$

- （3）支給対象月に支払われた賃金額と、（1）又は（2）による支給額の合計額が支給限度額を超える場合

支給額 = 支給限度額（令和 7 年 7 月 31 日までの額：459,000 円）－ 支給対象月に支払われた賃金額

申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、厚生労働省ホームページ掲載のパンフレットをご覧ください。



育児休業等給付
（出生後休業支援給付金）



育児時短就業給付金

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 雇用保険適用課 【21#】

ハローワークへ求人を出される事業主の皆さまへ

求人広告掲載時のトラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

《実際に相談のあったケース》

- ◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること（あつせん行為を含まない。）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 求人部門 【31#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和7年1月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.44倍と前年同月比で0.01ポイント上昇。

1 求人の動向

○新規求人数は、3,435人と前年同月比で3.8%増加。

・情報通信業、製造業、宿泊業、飲食サービス業等は増加、公務、その他、卸売業、小売業、サービス業(他に分類されないもの)等は減少。

○有効求人数は、7,790人と前年同月比で2.1%減少。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,523人と前年同月比で6.0%減少。

・フルタイム求職者が7.8%減少、パート求職者も1.8%減少。
・事業主都合離職者(常用)が3か月連続で増加。

○有効求職者数は、5,418人と前年同月比で2.8%減少。

・雇用保険受給者実人員が11か月ぶりに増加。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D建設業	297	12.9	34
E製造業	171	25.7	35
G情報通信業	56	100.0	28
H運輸業、郵便業	205	15.8	28
I卸売業、小売業	487	▲9.8	▲53
J金融業、保険業	54	14.9	7
M宿泊業、飲食サービス業	481	16.5	68
P医療、福祉	713	▲0.6	▲4
Rサービス業(他に分類されないもの)	543	▲1.8	▲10
S・T 公務、その他	84	▲14.3	▲14
全産業合計	3435	3.8	127

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計	在職者	離職者	うち事業主都合			無業者
					うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	
新規求職者数(常用)		1,374	510	736	216	480	12	128
前年同月比	増減率(%)	▲5.6	▲16.1	3.1	13.7	3.9	▲20.0	▲3.8
	増減数(人)	▲81	▲98	22	26	18	▲3	▲5

■有効求人倍率(全数)の推移

